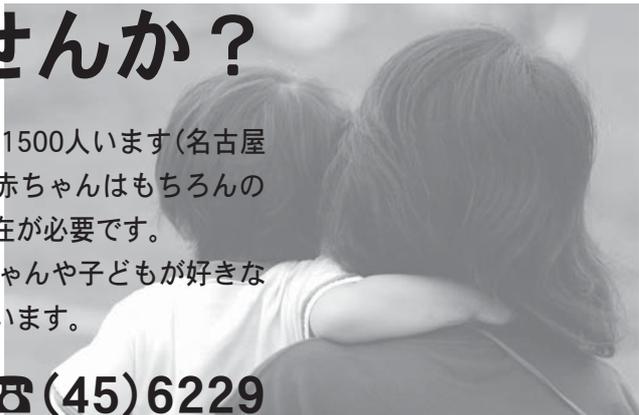


養育里親になりませんか？

県内には、自分の家庭で生活できない子どもたちが約1500人います(名古屋市を除く)。子どもたちが健やかに成長するためには、赤ちゃんはもちろんのこと、どの子どもにも寄り添い見守ってくれる大人の存在が必要です。

短期間なら子どもを見ることができるといふ方、赤ちゃんや子どもが好きな方、もう少し子育てしてもいいなと思う方を募集しています。



子育て支援課 ☎(45)6229

里親制度とは

保護者の病気や離婚、虐待など、さまざまな理由により自分の家庭で生活できない子どもたちを、子どもや家庭にとって必要な期間、養育する制度です。

里親制度は、社会がみんなで子どもたちを見守り育てていく、子どもたちのためのものです。

里親の種類

●養育里親

子どもが家庭に戻れるようになるか、または自立できる18歳(場合により20歳)になるまで養育する里親

●養子縁組里親

子どもとの養子縁組を前提に養育する里親。養子縁組の成立には、裁判所による審判・許可が必要

●その他の里親

親族里親、専門里親

養育里親Q&A

Q1 子どもを選ぶことはできるの？

A1 里親制度は「子どもにとって一番ふさわしい親を探す」ものであるため、里親側が選ぶことはできませんが、希望は伺います。状況に合わせてご相談に応じます。

Q2 どれくらいの期間養育するの？

A2 1週間程度の場合もあれば、子どもの自立まで、長期におよぶ場合もあります。

Q3 子どもの保護者とも関わるの？

A3 事情によりますが、保護者との関わりが必要な子どもの場合、面会・外泊などのご協力をお願いします。

Q4 実子がいてもいいの？

A4 養育里親の場合、一つの家庭で育てられるのは4人まで、実子なども含め6人までとしています。実子が同居する場合は、状況を考慮の上、相談させていただきます。

Q5 掛かる費用はどうなるの？

A5 養育里親の場合、養育手当、生活費・教育費・医療費などが、子どもの年齢に応じて公費で支給されます。

Q6 受けられる支援はあるの？

A6 子育ての相談は児童相談所で受け付けます。また、里親同士が集う「里親サロン」への参加、具体的に子育てを補助する「里親ヘルパー」の派遣、休息が必要な際には「レスパイトケア」の利用などがあります。

里親になるには

相談・面接

知多児童・障害者相談センターに相談し、面接を受けます。

研修の受講

児童相談所や施設などで、研修の受講や実習をします。

家庭調査

申請

家族の意思が決まったら、申請を行います。

認定・登録

年2回開催される審議会での総合的に審査し、知事が適当と判断した方を認定します。認定後、里親として登録されます。

児童の紹介・委託

児童が紹介され、一定の時間をかけて交流を重ねます。児童相談所が里親の意向や児童の状況などをもとに、委託を行うか総合的に判断します。

里親養育体験発表会・里親サロン

8月3日、市役所で里親養育体験発表会を開催しました。実際の里親さんに、里親になったきっかけや、感じていることを発表していただきました。里親サロンでは、和やかな雰囲気の中、里親さんや来場した方々同士が話し合える場を設け、交流を深めました。



県里親会連合会
会長
柴田寿子さん

養育里親 我が家のきっかけ

現在我が家では、高校1年の女の子、中学1年の男の子、2歳の女の子を長期で受け入れて、私たち夫婦と一緒に暮らしています。

きっかけは約20年前、学生時代に児童養護施設へボランティアに行くようになった長女から、「施設の子どもを我が家で預かりたい」と相談されたこと。ちょうどその当時の市政だよりに、里親募集の記事が載っていたこともありご縁を感じ、家族会議を行い全員一致のもと、ボランティア里親(※)として子どもを引き受けることになりました。当時、4人の実子が同居していました。

子どもたちに別れない環境を

ボランティア里親をした3年間に、長期休暇を中心に毎月のように交流し、見守ることになった2人の子どもたちとの出会いがありました。しかし、その2人ともが就学を機に、親御さんとの交流が望める状況ではないのにもかかわらず、親元近くの施設などに移らなければなりませんでした。

生まれた病院から乳児院、児童養護施設、また別の児童養護施設：たつた6年間で予期せぬ別れを何度も繰り返す彼らを目の当たりにし、「子どもたちをお別れない環境で生活させてあげたい」という思いが込み上げ、里親登録を決意しました。

さまざまな背景を持って育ってきた彼らは、ときには心が不安定になることもありませんが、それぞれのリズムの中で成長を見せてくれます。全てがうまくいかなくても、その子ならではの輝けるものを見いだし、育ててあげられればよいと考え、彼らと接しています。

今年度の里親養育体験発表会・里親サロンのスケジュール

日時	場所	里親サロン	問い合わせ
10月28日(日) 10:30	岡崎げんき館講堂 (岡崎市若宮町2-1-1)	あり	西三河児童・障害者相談センター ☎0564(27)2779
11月16日(金) 10:30	一宮市テニス場3階大会議室 (一宮市今伊勢町馬寄字西流9-1)	なし	一宮児童相談センター ☎0586(45)1558
平成31年1月20日(日) 10:30	東三河県庁2階大会議室 (豊橋市八町通5-4)	あり	東三河児童・障害者相談センター ☎0532(54)6465 新城設楽児童・障害者相談センター ☎0536(23)7366
平成31年2月20日(水) 10:30	東海市しあわせ村第1・2会議室 (東海市荒尾町西廻間2-1)	あり	知多児童・障害者相談センター ☎0569(22)3939
平成31年3月11日(月) 10:30	西三河総合庁舎701会議室 (岡崎市明大寺本町1-4)	あり	西三河児童・障害者相談センター ☎0564(27)2779

周囲が制度を理解し、温かく見守ってあげることが大切



子育て支援課
家庭児童相談係
係長 野村昭二

自分の家庭で生活できなくなった子どもたちに、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育を提供するには、里親による支援だけでなく、地域を含めた周囲の方々による協力も重要です。

地域の皆さんが、子どもたちの健やかな育ちの場を求める里親制度に興味を持っていただくこと——このことこそが、どなたにもご協力いただける大切な支援の第一歩です。子どもたちは里親家庭から、みんなと同じように保育園や幼稚園、学校に通います。そして、友達と遊んだり、近所の祭りに出掛けたりと、周囲と触れ合いながら生活します。このような子どもたちの日常を、地域の皆さんが理解し、温かく見守ってあげることが大切なのです。

毎年10月は「里親月間」です。皆さんにとってこの記事が、里親制度について興味を持つきっかけとなり、地域全体でその理解が一層深まることを願っています。